

●事業の局地的な目的

近年、集中豪雨が増加しており、激甚な水害が相次いで発生しています。堤防の決壊等をもたらす洪水被害を軽減させ、県民の安全で安心できる暮らしを実現するためには、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う必要があります。

このため、奈良県では、河川が常時良好な状態に保たれるよう、河川管理施設等の状況を把握し、河川管理施設等を維持するために必要な情報及び資料の収集、巡視点検を円滑に実施するための基礎資料を作成することを目的とした河川巡視を実施しています。



●事業箇所：管内全域

高田土木事務所では、令和3年3月時点で、河川数46河川（大和川水系、一級河川）および河川延長（両岸）約360kmを管理しており、これらすべての河川巡視を、年1回（水防警報河川※については年2回）実施しています。

※水防警報河川とは

水防法16条に基づき奈良県知事が定める、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川及びその指定区域（奈良県水防計画より）です。

高田土木事務所管内では以下の河川が該当します。

- ・葛下川
- ・高田川
- ・葛城川
- ・曾我川

